設楽町商工業活性化補助金の申請に関する誓約書

私は、設楽町商工業活性化補助金（以下「補助金」という。）の申請にあたり下記のことを誓約します。宣誓した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の不交付、もしくは、補助金の一部又は全額を返還することになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

（１）補助金交付要綱第５条の交付対象者の要件を満たしています。

（２）補助金交付要綱第５条の不交付要件に該当しません。

（３）申請書および添付書類の内容に虚偽や不正があった場合、交付要件を満たしていないことが判明した場合は補助金の申請を取り下げます。また、補助金支給後に発覚した場合は補助金を返還します。

（４）補助金の申請に当たって提出する書類の写しはすべて、原本と相違ありません。

（５）町長から事業の経過報告を求められた場合は、速やかに報告書を提出します。

（６）設楽町が補助金交付要綱別表に該当していることを確認するため、補助金交付確定の翌年度から５年間、住民票と納税者情報・納付状況を調査し、申請内容に虚偽が無いかの確認を行うことに同意します。

（７）補助金の交付を受けた後、申請内容に変更は生じた場合は、速やかに報告し、返還等の指示に従います。

　　　年　　　月　　　日

　　設楽町長　土屋　浩　殿

申請者

住所

氏名